

令和8年度環境保全研究費補助金(SBIR事業)
イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業

環境スタートアップ研究開発支援事業の応募に向けて



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

環境研究総合推進部 技術管理活用課

環境スタートアップ研究開発支援事業の応募に向けて

- ① 交付の対象となる事業領域
- ② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件
- ③ 事業スケジュール
- ④ 補助対象事業の選定
- ⑤ 応募等における留意事項
- ⑥ 応募方法

SBIR制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

新制度の概要と閣議決定の項目

1. 制度目的・実施体制の見直し

○科技イノベ活性化法へ根拠規定を移管。制度目的をイノベーション創出とし、内閣府を司令塔とした省庁横断の取組を強化

2. スタートアップ等への予算の支出機会の増大 令和4年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針(閣議決定)

○支出目標の設定

- ・ スタートアップ等への支出機会の増大を図るため、研究開発の特性等を踏まえつつ、各省の特定の研究開発予算(特定新技術補助金等)の一定割合の金額がスタートアップ等へ支出されるよう、支出目標(546億円)を設定。

※ 令和3年度の支出目標：537億円

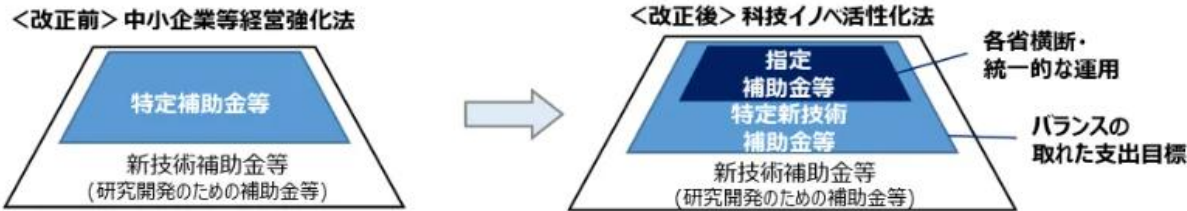
3. 各府省統一的な運用と社会実装の促進 指定補助金等の交付等に関する指針(閣議決定)

○公募・執行に関する統一的なルール

- ・ 各省の指定の補助金等(指定補助金等)の統一的なルールとして、
 - ①政策ニーズに基づく研究開発課題の提示、
 - ②段階的に選抜しながらの連続的支援、
 - ③プログラクマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援、
 - ④スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化などを検討。

○研究開発成果の社会実装のため、随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施

※ この他、政府調達での入札資格の特例や、SBIR特設サイトでの採択企業紹介等。



4

本補助金を含む**指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等は**、例えば以下の**事業化支援策を受けることができます。**

- ・日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(新企業育成貸付制度)
- ・特許料等の減免措置
- ・国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
- ・JST JREC-INポータルでの求人公募情報掲載時におけるSBIR事業採択情報の付与等

詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

気候変動・資源循環・生物多様性の統合的な推進が必要

今年度より
新設！

今年度より
新設！

(3領域+統合領域を対象とした開発課題)
環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し
大胆なイノベーションを次々と創出していく

フェーズ1(事業構想)
F/S、PoC

- 以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う事業。
 - ・環境保全に資する技術シーズ
 - ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ
- 補助金の交付額
対象経費の全額
(上限400万円)
- 事業期間
最大1年

フェーズ2(実用化)
R&D

- 以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を行う事業。
 - ・環境保全に資する技術シーズ
 - ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ
- | 一般枠 | オープンイノベーション枠 |
|---|---|
| ■ 補助金の交付額
対象経費の3分の2
(上限3,000万円
(総額)) | ■ 補助金の交付額
対象経費の2分の1
(上限4,000万円
(総額)) |
| ■ 事業期間
最大2年 | ■ 事業期間
最大2年 |

フェーズ3(事業化)
社会実装の推進

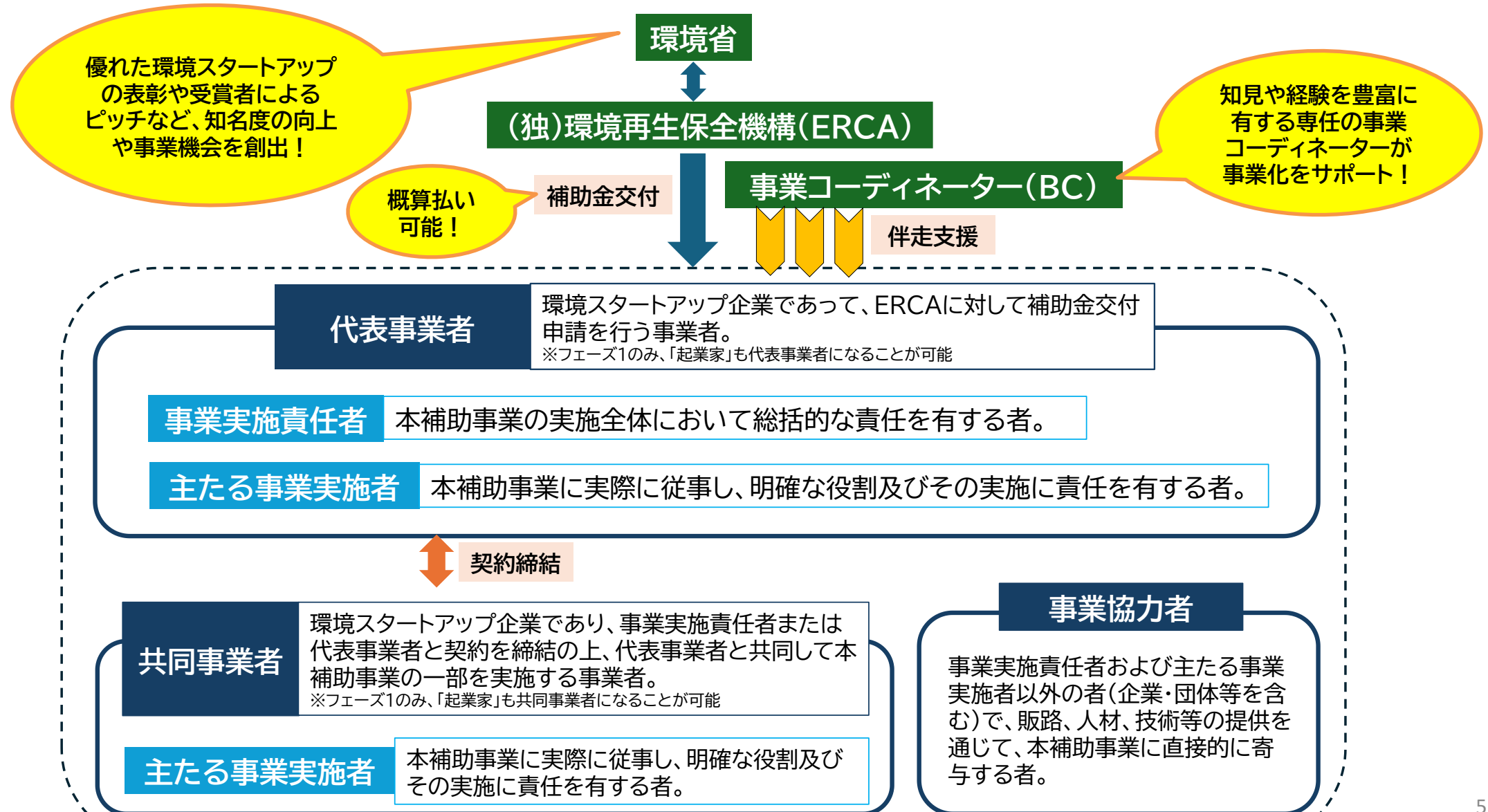
- 環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な大規模技術開発実証を対象
- 補助金の交付額
VC等からの出融資額の倍額
(上限4億円(総額))
(年間の上限1億円)
- 事業期間
最大4年

今年度より
強化！

外部有識者による 技術的助言・評価 & 事業化に向けた管理・サポート

※1 オープンイノベーション枠は、オープンイノベーションを目的とした既存企業からの一定の出資を要件
 ※2 化石燃料由来のエネルギー起源CO2対策のみに資する事案は別の支援事業(後述)

補助事業実施体制



① 交付の対象となる事業領域



本事業では、**環境保全に資する事業**であって、特に以下の**3領域における課題の解決に資するもの**について、公募を行います。

気候変動領域

地球温暖化が引き起こす気候変動問題は、多頻度かつ激甚化する大規模自然災害をはじめ、様々な形で現実の脅威となり、「気候危機」とも言われる人類が直面する最大の課題となっています。

気候変動への対策に当たっては、緩和策と適応策の両面の研究・技術開発が必要であり、また、特に、気候変動及びその影響の観測・予測の更なる高度化・精緻化、将来の気候変動に備えた産業・生活等において、**ITやAI、ビッグデータ等の更なる活用が期待**されています。

資源循環領域

世界的な人口増加や経済発展に伴う中長期的な資源制約や廃棄物排出量の増大、海洋プラスチックごみ問題への対応、また2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が不可欠です。それらの問題の解決に向けては、地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システム構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、社会構造の変化に対応した**持続可能な廃棄物の適正処理の確保等に関する研究開発が必要**であり、また、廃棄物処理やリサイクル、エネルギー回収における最適なシステムの開発や、製品ライフサイクルの最適化等において、**ITやAI、ビッグデータ等の更なる活用が期待**されています。

自然環境保全領域

気候変動や人類の自然資本に依拠した活動等による生物多様性の損失が深刻化している中で、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを実現し、2050年までに自然共生社会を実現することが目標とされています。生態系の維持管理・回復、Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)を含むNbS(自然を活用した解決策)の促進に向けた技術開発、自然資本を減耗することなく企業活動を行うために必要な技術開発・サービスが、今後益々重要となってきます。

そのため、**生物多様性の保全やNbSに資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等を進める必要**があり、また、この際、動植物の分布状況や生息環境変化の把握及び情報処理の効率化、高度化(画像や音声による生物の同定やリアルタイム観測、行動予測)、生態系サービス向上に資する自然資源管理等において、**ITやAI、ビッグデータ等の更なる活用が期待**されています。



① 交付の対象となる事業領域

研究開発事業例

気候変動領域

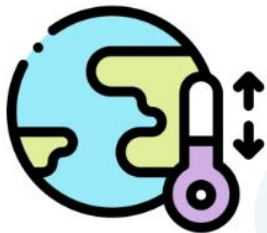
- ・脱炭素ライフスタイルづくりに資する技術
- ・地域社会において脱炭素に資する技術やシステム改善に関する技術
- ・気候変動適応策の検討に資する気候予測とそのダウンスケーリング手法の開発技術
- ・気候変動による自然災害への影響軽減に資する技術
- ・気候変動適応に資する農林水産業、工業、ライフスタイルを支える技術
- ・炭素蓄積・吸収量を簡易に把握することができる評価システムに関する技術
- ・屋外作業や高齢者等の熱中症対策に資する技術
- ・都市のヒートアイランド現象による気温上昇の抑制に資する技術
- ・自然生態系を活用したクールスポットの創出に資する技術
- ・地域における暑さ指数等を自動生成し、集約・リスク評価を自動化して行うことが可能な環境評価・リスク評価に関する技術
- ・みどりの価値や効果の可視化に資する技術
- ・炭素蓄積・吸収量を簡易に把握することができる評価システム

資源循環領域

- ・IT・AI・ビッグデータ等を活用した廃棄物処理技術
- ・バイオマス等の地域資源を活用したエネルギー回収・利用技術
- ・地域における災害廃棄物の円滑・迅速な処理を実現する技術
- ・災害時における生活排水処理システムの強靱化に寄与する技術
- ・海洋プラスチックの発生メカニズムの解明、動態把握にも寄与する、新たなモニタリング手法を実現する技術
- ・竹等の地域における余剰・有害資源の有効活用技術
- ・農作物残渣や食品ロス等の処理・堆肥化に資する技術
- ・地域バイオコミュニティの形成に資する技術
- ・河川浮遊ごみの効率的、効果的な回収を実現する技術

自然環境保全領域

- ・森林や里山の保全・管理における既存技術の効率化・低コスト化に関する技術
- ・リモートセンシング、衛星画像分析、環境DNA解析、遺伝子分析、バイオロギング等、様々なレベルの新技术を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、集積されたビッグデータを解析するためのITやAI、ビッグデータ等を活用した評価手法、利活用法に関する技術
- ・絶滅危惧種把握の基礎となる情報の集積・評価や、絶滅危惧種の効率的な個体数推定法及び分布推定手法に関する技術
- ・人口減少社会における鳥獣の効率的・効果的な捕獲・処理・モニタリング技術及びそれらを踏まえた鳥獣の統合的な保護管理システムの開発
- ・野生鳥獣における感染症対策に関する技術(特に、リスクや感染ルートが不透明な中で、効率的・低コストで行える予防的対策)
- ・生態系を活用した気候変動適応策を効果的・効率的に実現するための新技术
- ・ICT等の新技术や薬剤を活用した外来種を効率的・効果的に低密度化又は根絶するための防除技術、防除個体の堆肥化等の有効利用に関する技術、物流に伴う外来種の非意図的導入の防止技術、侵入初期即時発見をするための侵入予測・検知及びモニタリングに関する技術
- ・生物多様性の価値・多様な機能や持続可能な利用の見える化に向けた実現性の高い技術
- ・サステナブルな水資源の利活用を実現する技術・サービス
- ・調査が困難な生態系(例:海中、通信が困難な山中)における生物種等の把握・保全に関する技術・サービス
- ・生態系の重要性をVRやAR等を用いて子供から大人まで幅広く伝える技術・サービス
- ・企業活動による自然資本の減耗の可視化・評価を実現できる技術・サービス



※エネルギー起源CO2の排出抑制に資する研究開発課題は本事業の公募対象としません。
※エネルギーとしての利用に関する原子力にかかる技術を取り扱う研究開発課題は本事業の公募対象としません。

① 交付の対象となる事業領域

環境スタートアップ研究開発支援事業の実績

フェーズ1(事業構想) F/S、PoC

過年度(R3~R7)採択実績(フェーズ1:16件)

年度	団体名	領域	事業名
R3	カミエンス・テクノロジー(株)	生物多様性	空撮画像からガンカモ類・海鳥類の種類と数をAIで認識し、環境調査を自動化するシステム
	(株)豊橋バイオマスソリューションズ	資源循環	バイオマス等の地域資源を有効利用できるメタン発酵の課題(アンモニア阻害)を解決する技術開発
	(株)G-Place	資源循環	使い捨て製品の削減に資するリターナブルのカップ又は弁当容器のシェアリング事業
	(株)オーシャンアイズ	気候変動	誰でも使える海洋気候変動情報基盤の構築(気候変動適応策の検討に資する気候予測と、そのダウンスケーリング手法の開発)
R4	マイクロバイオフィクトリー(株)	資源循環	使用済み衣服を原料としたインジゴ染料生産開発
	(株)Gaia Vision	気候変動	気候変動による将来洪水リスクのデータと分析アプリの開発
	(株)Ambitious Technologies	資源循環	船上搭載型海洋プラスチック(マイクロプラスチックを含む)回収装置
	貫井憲之 (BioPhenolics (株))	資源循環	バイオマス由来の芳香族化学品製造技術開発
	BioAlchemy(株)	資源循環	昆虫とバイオテクノロジーを活用した有機残渣の飼料化
	(株)イノカ	生物多様性	海洋生態系テストングラボ事業
R5	(株) エーエスピー	資源循環 (気候変動)	農産物(残渣)・ホエイ(副産物)の合成 + 海藻(端材) → 新原料創出(家畜のメタン排出抑制飼料)
R6	(株)サンシキ	気候変動	反芻動物由来のメタン排出量を低減する海藻飼料に関する研究開発事業
	(株)エマルジョンフローテクノロジーズ	生物多様性	溶媒抽出技術によるPFAS除去・回収に関するFS事業
R7	矢部 光保	資源循環	糸島のワイナリー・ビール残渣等を活用した資源循環モデルの構築と、廃棄物由来のバイオスティミュラント肥料の開発に関するF/S・PoC事業
	株式会社プラーツ	資源循環	再生困難な廃プラを原料とした車体材料品質マテリアルリサイクルプラスチックの事業化に関するFS事業
	株式会社オカラテクノロジズ	気候変動	廃棄おからを利活用した健康素材開発事業

① 交付の対象となる事業領域

環境スタートアップ研究開発支援事業の実績

フェーズ2(実用化) R&D

過年度(R3~R7)採択実績(フェーズ2:13件)

年度	団体名	領域	事業名
R3	(株)イーアイアイ※	資源循環	飲料容器を対象とした低コスト人間支援型AI 自動選別ロボットの開発
	Symbiobe(株)	気候変動	光合成細菌を用いた二酸化炭素固定屋外デモプラント実証事業
R4	AC Biode(株)	資源循環	バイオマス灰、下水汚泥灰、製紙灰等を吸着剤・抗菌性機能材等へリサイクルする技術の開発
R5	(株)ドローンセンセーション	気候変動	大気環境測定システム(ドローンタワー) → 気候変動データ(地表~高度500m)の効率的取得
	Planet Savers(株)※	気候変動 (+資源循環)	ゼオライトベース革新的吸着剤 + 高効率システム → 大気中の二酸化炭素直接回収装置(Direct Air Capture: DAC)
R6	ライノフラックス(株)※	資源循環	バイオマス資源を用いた高効率・分散型エネルギー変換技術の
	(株)ピリカ	資源循環	自動車xAIを活用したごみの散乱・流出状況計測プラットフォームの実用化研究事
R7	株式会社サンシキ ※	気候変動	海藻のスマート養殖プラットフォーム構築のための研究開発事業
	株式会社シンコーホールディングス ※	資源循環	PFAS処理に関する事業
R5補正 (オープン イノベーション枠)	タケ・サイト(株)	気候変動	建設廃棄物を用いたCCU粉体の量産に係る研究開発事業
	AZUL Energy(株)	資源循環	バイオマス由来炭素材料のエネルギーデバイス適応に関する研究開発事業
R6補正 (オープン イノベーション枠)	株式会社Opening Line	気候変動	森林・木造トレーサビリティ構築に関する研究開発事業
	株式会社yuni	資源循環	ローカルかつ最適な素材循環を実現するAIエージェントに関する研究開発事業

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

事業区分	内容	補助事業期間	対象者	補助金交付上限額	補助率※2
フェーズ1 (F/S・PoC)支援事業	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う事業。 ・環境保全に資する技術シーズ ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ	1年以内	環境スタートアップ企業 又は起業家	400万円	補助対象経費の10分の10
フェーズ2 (R&D)支援事業	一般枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を行う事業。 ・環境保全に資する技術シーズ ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ	環境スタートアップ企業	3,000万円(総額) ※1	補助対象経費(最大4,500万円)の3分の2
	オープンイノベーション枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を、資金・販路・人材・技術等を潤沢に有する事業会社等とのオープンイノベーションにより行う事業。 ・環境保全に資する技術シーズ ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ		4,000万円(総額) ※1	補助対象経費(最大8,000万円)の2分の1
	SBIR連結型	環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を、令和7年度のNEDO「SBIR推進プログラム(連結型)」又はJST「プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)の成果を踏まえて行う事業。		3,000万円(総額) (1,500万円/年)	補助対象経費(最大2,250万円)の3分の2/年
フェーズ3 (大規模技術開発実証)支援事業	環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な大規模技術開発実証等を行い、技術成熟度(TRL)を原則としてレベル5以上からレベルを1段階以上引き上げる事業(原則として申請時点でレベル4が完了しており、レベル5からレベル7までの範囲において実施する事業)	4年以内	環境スタートアップ企業	4億円(総額) (1億円/年)	ベンチャーキャピタル等からの出融資額の2倍の額又は補助対象経費のいずれか低い額

※1 年間の補助金交付上限額ではなく、補助事業期間全体の補助金交付上限額となる。

※2 補助対象経費とは、交付要綱別表第1から第3に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

フェーズ1(F/S・PoC)支援事業

【対象事業】

以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う事業。

- ・環境保全に資する技術シーズ
- ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ

【補助金交付上限額】

交付上限額：400万円

補助率：補助対象経費の全額 ※補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第1を参照すること。

【補助事業期間】

1年以内 ※補助事業期間は、原則単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和9年2月28日までに事業を完了すること。

【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。代表事業者及び共同事業者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当すること。

【ア】「環境スタートアップ企業」に関する要件 以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

①日本に登録されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。

※登録前でも応募は可能だが、応募締め切り後2週間以内に登記が完了している必要がある。

②環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

③科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第14項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

④みなし大企業※に該当しない概ね15年以内に設立した中小企業者であること。※定義は公募要領「第1章 4. 各事業共通事項」を参照。

⑤事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

【イ】「起業家」に関する要件 以下の①～④の要件をすべて満たすこと。

①日本に居住し、その主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

②事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指す者

③環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

④起業家又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

【ウ】その他環境大臣の承認を得てERCAが適当と認める者

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

フェーズ2(R&D)支援事業

【対象事業】

【補助金交付額】※1

事業区分	内容	補助金交付上限額
一般枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な 実用化研究等を行う 事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資する技術シーズ ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ 	交付上限額: 3,000万円 (総額)※2 補助率: 補助対象経費(最大4,500万円)の3分の2
オープンイノベーション枠	以下のいずれかの技術シーズの事業化検討に必要な 実用化研究等を、資金・販路・人材・技術等を潤沢に有する事業会社等とのオープンイノベーションにより行う 事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資する技術シーズ ・地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズ 	交付上限額: 4,000万円 (総額)※2 補助率: 補助対象経費(最大8,000万円)の2分の1
SBIR連結型	・環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な 実用化研究等を、令和7年度のNEDO「SBIR推進プログラム(連結型)」又はJST「プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)の成果を踏まえて行う 事業。	交付上限額: 3,000万円 (総額) (1,500万円 /年) 補助率: 補助対象経費(最大2,250万円)の3分の2/年

※1: 補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第1を参照すること。
 ※2: 年間の補助金交付上限額ではなく、補助事業期間全体の補助金交付上限額となる。

【補助事業期間】

事業区分	内容
一般枠	2年以内 ※ 交付決定日以降に事業を開始し、初年度(令和8年度)事業については、令和9年2月28日までに事業を完了すること。また、翌年度(令和9年度)における事業の開始については、翌年度の交付決定日以降となるが、交付決定の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付要綱第15条に基づきERCAに翌年度補助事業開始承認申請書を令和9年2月28日までに提出して、その後承認を受けなければならない(その場合においても、令和9年3月1日から令和9年3月31日の間については事業期間から除くものとする。) ※ また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。
オープンイノベーション枠	
SBIR連結型	

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

フェーズ2(R&D)支援事業

【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。
一般枠の代表事業者及び共同事業者は、次の**(ア)**、**(イ)**のいずれかに該当すること。

オープンイノベーション枠及びSBIR連結型の代表事業者及び共同事業者は、次の**(ア)**、**(イ)**のいずれかに該当することに加え、**追加要件**をすべて満たしていること。

(ア)「環境スタートアップ企業」に関する要件 以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

①日本に登記されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。

※登記前でも応募は可能だが、応募締め切り後2週間以内に登記が完了している必要がある。

②環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

③科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第14項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

④みなし大企業※に該当しない概ね15年以内に設立した中小企業者であること。※定義は公募要領「第1章 4. 各事業共通事項」を参照。

⑤事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

(イ)その他環境大臣の承認を得てERCAが適当と認める者

【オープンイノベーション枠及びSBIR連結型に係る追加要件】

事業区分	追加要件の内容
オープンイノベーション枠	<p>要件1: 事業協力者となる事業会社等(※1)から計1,000万円以上の出資等(※2)を受けること。</p> <p>※1: 資金・販路・人材・技術等の潤沢な経営資源を有する金融機関以外の事業会社(大手メーカーや商社等)。</p> <p>※2: 応募時点から遡って過去3年以内に獲得された、第三者割当増資等(議決権制限株式などの種類株式発行も可)の出資や転換社債型新株予約権付社債による資金調達、今回申請する事業に係る共同研究開発契約等に基づく支出等。資金調達が完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)を提出するとともに、応募締め切り日から2カ月以内に資金調達が完了している必要がある。交付決定は資金調達が完了していることを条件とし、完了しない場合は採択を取り消す場合がある。契約に基づく支出の場合、成果の大半が事業会社等に帰属するものや、申請者がその成果を今後の事業活動に活用することが困難と判断されるもの等は、審査において対象外とすることがある。事業会社等から直接出資を行う場合の他、事業者会社等が出資するファンドを通じた出資も可能。</p> <p>要件2: 事業協力者となる事業会社等から販路・人材・技術等の提供を受けること。</p>
SBIR連結型	<p>令和7年度のNEDO「SBIR推進プログラム(連結型)」又はJST「プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)を完了した研究開発型スタートアップ等であること。</p> <p>※技術移転を目指してフェーズ1を実施した場合、技術移転先の企業がフェーズ2へ応募する必要がある。</p>

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

フェーズ3(大規模技術開発実証)支援事業

【対象事業】

環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な**大規模技術開発実証等**を行い、**技術成熟度(TRL)を原則としてレベル5以上からレベルを1段階以上引き上げる**事業(原則として**申請時点でレベル4が完了**しており、**レベル5からレベル7までの範囲において実施する事業**)。

※TRL(Technology Readiness Level)。特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標であり、技術成熟度を判断。

※TRLを1段階上げるに要する事業期間は最大2年間とする。

TRL	フェーズ	定義
1	基礎研究	要素技術の基本的な特性に関する論文研究やレポーティング等が完了しており、基礎研究から応用研究への展開が行われている。
2	応用研究	将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術開発に向けた情報収集や分析が実施されている。
3		主要構成要素の性能に関する研究・実験が実施されており、量産化／水平展開に関するコスト等の分析が行われている。
4	実用研究	主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報が明確になっている。
5	模擬実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化／水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。
6	フィールド実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境において実証されており、量産化／水平展開に向けた具体的なスケジュール等が確定している。
7		機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。
8	量産化/水平展開	製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。

【補助金交付上限額】 ※補助金交付額の算定方法は交付要綱別表第1を参照すること。

交付上限額: **4億円**(総額) (1億円/年)

補助率: ベンチャーキャピタル等からの出融資額※の2倍の額又は補助対象経費のいずれか低い額

※補助対象経費の範囲内で、応募時点から遡って過去3年以内に獲得された、VCやCVC、事業会社等からの出資(※1)及び新株予約権が付いた金融負債又は金融機関からの融資(※2)の合計額(※3)の倍額。

※1:株式による出資の他、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

※2:金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本金劣後ローン等を含む。

※3:融資のみは認めない。出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)を提出するとともに、応募締め切り日から2カ月以内に資金調達が完了している必要がある。交付決定は資金調達が完了していることを条件とし、完了しない場合は採択を取り消す場合がある。

② 補助金交付上限額・補助事業期間・補助金の交付を申請できる者の要件

フェーズ3(大規模技術開発実証)支援事業

【補助事業期間】

4年以内

※ 交付決定日以降に事業を開始し、初年度(令和8年度)事業については、令和9年2月28日までに事業を完了すること。また、翌年度以降における事業の開始については、各年度の交付決定日以降となるが、交付決定の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付要綱第15条に基づきERCAに翌年度補助事業開始承認申請書を2月28日までに提出して、その後承認を受けなければならない(その場合においても、令和9年3月1日から令和9年3月31日の間については事業期間から除くものとする。)

※ また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

【補助金の交付を申請できる者の要件】

本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表事業者、共同研究に参画する者を共同事業者として、複数の事業者がグループを組んで応募することを可能としています。代表事業者及び共同事業者は次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

(ア)「環境スタートアップ企業」に関する要件 以下の①～⑤の要件をすべて満たすこと。

①日本に登記されている未上場の企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有していること。

※登記前でも応募は可能だが、応募締め切り後2週間以内に登記が完了している必要がある。

②環境省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

③科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第14項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

④みなし大企業※に該当しない概ね15年以内に設立した中小企業者であること。

※定義は本章「4. 各事業共通事項」を参照。

⑤事業実施責任者又は主たる事業実施者が、不正行為等により一定の期間、競争的研究費制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けているものではないこと。

(イ)その他環境大臣の承認を得てERCAが適当と認める者

③ 事業スケジュール

新規公募
(5~6月)

・府省共通
研究開発管
理システム
(e-Rad)で
応募書類を
提出

応募書類審査
(6~7月)

・審査委員会等
において厳正に審
査を行い、予算
の範囲内で補助
事業を選定

※必要に応じて
ヒアリングを実施

採択決定
(8月)

・**交付申請書**
を提出

事業開始
(交付決定日以降)

・ERCAから**交付
決定通知書を受
領後、事業開始**

成果発表会
中間審査会
(翌年2月)

・有識者向
けに補助事
業で行った
**事業成果の
発表会**を開
催

・フェーズ3
のみ、TRL
レベルが上
がる段階で
中間審査会
を開催

事業完了

・**完了実績報
告書**(交付要
綱様式第11)
を令和9年2
月28日まで
に提出

提出後、
**補助金の額の
確定**
(必要に応じ現
地調査を実施)

令和9年2月28日に
事業を完了する場合

・**事業報告書**(交付要綱
様式第16)を令和10年
4月30日までに提出
(補助事業の完了の日の属
する年度の終了後1年間、
環境保全に資する事業の検
討状況等について報告)

令和9年4月1日以降も
事業が継続される場合

・**翌年度間接補助事業開
始承認申請書**(交付要綱
様式第15)を令和9年3
月10日までに提出
(翌年度における補助事業
について、翌年度の交付決
定の前日までの間にお
いて当該補助事業を開始す
る必要がある場合に提出)

**事前に事業者及び事業
実施者の登録が必要**と
なります。

e-Radに登録がされ
ていない場合、登録に
日数を要する場合があ
るため、**2週間以上の
余裕をもって登録**手続
をしてください。

・ヒアリング審査が行われる可能性がある
期間(令和8年7月中旬~7月下旬頃)は、
なるべく予定を入れないようにすること。
・ヒアリングの**実施日の概ね5日前**までに
応募者に対し個別に通知する。
・ヒアリングの日時の変更等は基本的に対
応できない。
・ヒアリング審査に参加していただけない
場合は不採択となる場合がある。

※**太文字の黄色ハイライト**は、
事業者の対応が必要な事項です。

④ 補助対象事業の選定

評価の視点(予定)

環境保全に資する技術シーズは①～⑤にて評価を行う。(フェーズ1、2、3)

地域の課題解決及び環境保全の同時実現に資する技術シーズについては①～⑥にて評価を行う。(フェーズ1、2)

評価項目	評価の視点
①事業実施の重要性・必要性	補助事業の成果を活用して目指す事業(以下「事業プロジェクト」という)が、環境保全の観点から、十分な重要性・必要性を有しているか。また、成果活用事業の実現及び実施における課題等を的確に把握しており、その解決の見通しがあるか。
②技術的新規性・革新性等	事業プロジェクトが、従来のシステム等に対しての新規性、優位性及び革新性を有しているか。
③事業化・普及の見込み	事業プロジェクトが、海外を含め一定の市場規模を見込み、市場における技術的・経済的な優位性を有しており、かつ、早期の実現が可能か。
④目標設定・達成可能性	補助事業において実施する課題等が明確になっており、その目標は具体的・定量的に設定され、達成可能な実施内容であるか。
⑤事業実施基盤	補助事業実施のスケジュールは適切であるか。十分な技術基盤(実施体制、実績等)があり、補助事業を完遂できるか。
⑥地域課題対応性	地域の具体的な課題(防災、過疎、雇用等)が明確化されており、事業プロジェクトが当該課題の解決の観点から、十分な重要性・必要性を有しているか。また、当該課題について自治体や地域団体との協議・合意形成を予定していたり、実証フィールドの場所や協力主体が候補としてあるなど、地域と協力した事業プロジェクトであるか。

⑤ 応募時における留意事項

■ 補助対象経費

交付要綱別表第1から第3に掲げる費用のうち、**補助事業を行うために**直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを**証明できるものに限り**ます。なお、本事業では、**設備等は、原則リース・レンタル**での対応とすることとし、リース・レンタルの対応ができない設備については、応募申請書類に設備名・数量、理由を記載してください。

< 補助対象外経費の代表例 >

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・ 事業に直接かかわらない人件費
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・ 既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用
- ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・ 補助事業期間外(交付決定前及び事業完了後)の支出
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費 等

独立行政法人環境再生保全機構
環境保全研究費間接補助金交付要綱

環機研発第 20260325-2 号

独立行政法人環境再生保全機構環境保全研究費間接補助金交付要綱

(通則)

第1条 独立行政法人環境再生保全機構業務方法書(平成16年規程第1号)第51条第1項に定める補助金のうち、環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)交付要綱(令和3年3月25日付け環政総発第2103252号。以下「環境省交付要綱」という。)、及びイノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業実施要領(令和3年3月23日付け環政総発第2103233号。以下「実施要領」という。の規定(以下「法令等」という。))によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、環境省交付要綱第14条及び実施要領の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行う間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、環境省交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、別表第1第2欄に規定する事業(以下「間接補助事業」という。)を行おうとする者に対して、事業に要する経費のうち、間接補助金の交付の対象として別

※「交付要綱」とは、

「**独立行政法人環境再生保全機構環境保全研究費間接補助金交付要綱**」を指す。

環境省交付要綱第14条及び実施要領の規定に基づき、当機構が行う間接補助金を交付する事業の手続等を定めたものである。

https://www.erca.go.jp/startup/koubo/pdf/koufu_youkou.pdf

⑤ 応募時における留意事項

経費内訳書の書き方

環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)に要する経費内訳

1. 補助金所要額

区分	フェーズ1(F/S・PoC)支援事業	
提出日	2026年●月●日	
代表事業者名(企業名または起業家氏名)		
事業実施責任者氏名(環境スタートアップ企業の場合)		
事業期間	交付決定日～●年●月●日	
所要経費	(1) 総事業費	円
	(2) 寄付金その他の収入	円
	(3) 差引額 (1)-(2)	0 円
	(4) 補助対象経費(支出予定額) ※2.全事業者の補助対象経費合計額 合計(B21セル)の金額	円
	(5) 基準額	4,000,000 円
	(6) 補助金所要額 (3)と(4)と(5)のうち最小の額 ※千円未満切り捨て。	0 円

「総事業費」:
補助事業(計画)を実施するために必要な費用の総額(税抜)を記載。

「寄付金その他の収入」:
資金に寄付金等を使用する場合に記載。

全事業者に係る補助事業を行うために直接必要な経費(税抜)を記載

基準額:
補助金交付上限額

例、フェーズ1の場合
「補助金所要額」は、以下の額のうち、最小の額。 **＝補助金の交付額**
(3)総事業費から寄付金その他収入を差し引いた額
(4)全事業者の補助対象経費合計額
(5)基準額

2. 全事業者の補助対象経費合計額

区分	2026年度
工事費	円
設備費	円
業務費	円
事務費	円
合計	0 円

全事業者の合計額を記入すること。

3. 各事業者の補助対象経費合計額

代表事業者		●●株式会社
区分	2026年度	
工事費	円	
設備費	円	
業務費	円	
事務費	円	
合計	0 円	

共同事業者		〇〇株式会社
区分	2026年度	
工事費	円	
設備費	円	
業務費	円	
事務費	円	
合計	0 円	

共同事業者が複数参画する場合は、本表をコピーして追加すること。

⑤ 応募時における留意事項

環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)に要する経費内訳

【代表事業者】

代表事業者名(企業名または起業家氏名)	独立行政法人環境再生保全機構
対象年度	2026年度

本事業では、設備等は、原則リース・レンタルでの対応とすることとし、リース・レンタルの対応ができない設備については、応募申請書類に設備名・数量、理由を記載すること。

補助対象経費支出予定額内訳(※『区分・費目・細分』については、**交付要綱別表第2**に規定された費目を用いて記入すること)

※人件費を計上する場合は「人件費時間単価計算表」も作成すること。

※記入欄が不足した場合は、行を追加してご入力ください。なお、合計金額を自動計算するための関数がF列に設定されていますので、既存の行を

区分	費目	細分	金額(円)	品目
工事費	本工事費	材料費	490,000	アルミニウム合金板(A5052)t=5mm
			10,000	アルミニウム合金板の運搬費
			0	

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共

課税団体用

氏名: _____

月	所定勤務日数(A)	個人給与					計(C)	基本給+諸手当(D): (B)+(C)	健康保険料
		基本給(B)	通勤手当	〇〇手当	〇〇手当	〇〇手当			
4月分							0	0	
5月分							0	0	
6月分							0	0	
夏期賞与							0	0	
7月分							0	0	
8月分							0	0	
9月分							0	0	
10月分							0	0	
11月分							0	0	
冬期賞与							0	0	
12月分							0	0	
1月分							0	0	
2月分							0	0	
3月分							0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

(G)の年間合計	÷	(A)年間所定勤務日数合計	÷	所定一日労働時間
0		0		

※昨年度の実績額を入力して作成ください。
 ※参考資料ですので、申請者自ら確認をお願いします。
 ※色づけの部分を記入してください。

※「独立行政法人環境再生保全機構環境保全研究費間接補助金交付要綱 別表第2」

⑥ 応募方法

応募にあたり提出が必要となる書類は下記のとおりです。

指定様式については、ERCAホームページから**ダウンロードして作成**してください。

「提出書類チェックシート」を参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意してください。

提出書類	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
1. 【様式1】事業提案書 (PDF形式に変換の上、提出)	○	○	○
2. 出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達を完了したことを証明する資料 (PDF形式) 〔環境スタートアップ企業〕 ・既に出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達が完了している場合は、契約書の写し及び入金確認(銀行口座の写し等)。 ・出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資による資金調達が完了していない場合は、出資等を行う予定の資金提供者が発行した意向確認書(既に契約済であれば契約書)。(応募締め切り日から2カ月以内に出資、新株予約権が付いた金融負債又は融資が完了している必要がある。)		○ (オープン イノベーション 枠に限る。)	○
3. 【様式2】経費内訳書 (Excel形式) ※見積書等(金額の根拠がわかる資料)は、応募時には提出不要とするが、採択審査において求められた場合は提出すること。	○	○	○
4. 申請者が起業家の場合は、住民票の写し(PDF形式) (発行後3ヶ月以内のもの)	○		
5. 経理状況説明書(共同事業者がある場合はそれを含む。)(PDF形式) 〔環境スタートアップ企業〕 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)を提出すること。 ※起業家の場合は提出不要とする。	○	○	○
6. NEDO「SBIR推進プログラム(連結型)」又はJST「プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援」のフェーズ1(F/S・PoC)に関する報告書(PDF形式) ※フェーズ2(SBIR連結型)に応募する場合は、提出すること。		○ (SBIR連結型 に限る。)	
7. 【様式3】基本情報及び自己申告シート (PDF形式)	○	○	○
8. 【様式4】提出書類チェックシート (Excel形式)	○	○	○

応募には、①事前登録と②応募申請の2つの手続きが必要です。

① 事前登録

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への事前登録(代表事業者・共同事業者の企業情報、主たる事業実施者情報、研究インテグリティに係る情報)が必要です。e-Radに企業及び事業実施者情報の登録がされていない場合は、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※事前登録の詳細は公募要領p.36「1.(2)③e-Rad 使用に当たる事前登録」をご参照ください。

※一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 応募申請

応募は、e-Radにて受付けます。情報入力には最低でも60分前後かかりますので、公募締切り前、数日以上の余裕をもって申請してください。また、事業区分ごとに応募フォームが異なりますので、くれぐれもご注意ください。

ポータルサイトからe-Radにアクセス
(<https://www.e-rad.go.jp/>)

ERCAウェブサイトの環境保全研究費補助金のページ
又はe-Rad掲載のURLより応募書類をダウンロード

提案書等・e-Radに必要な事項を入力の上、
e-Radにアップロード
(応募締切日: 令和8年6月15(月)14:00)
(この日時以降は手続きできなくなります。)

ERCAが受理

※ 提出後の応募書類について、ERCAの受理後は、記入ミス等の軽微な訂正による再提出を含め、修正・差し替え等は一切行うことができませんので、ご注意ください。

※ 提出完了後、応募のステータスが「配分機関受理待ち」、「受理済」又は「配分機関処理中」のいずれかとなっているか「課題一覧」画面で必ず確認してください。応募締切日時までに上記のステータスになっていない場合は応募がされるとみなされず、申請は無効となりますのでご注意ください。

Q. 同一の事業で複数のフェーズに応募することはできますか？

- A. 同一の事業で同時には複数のフェーズに応募することはできません。
採択された事業が終了した場合、次年度より次のフェーズに応募が可能となります。

Q. 役員の人件費も補助対象になりますか？

- A. 研究・技術開発に自ら従事している等、補助事業に直接従事している場合に限り、対象となります。
人件費を計上する場合は、「人件費時間単価計算表」を応募時にご提出いただく必要があります。
人件費時間単価計算表の様式は、経費内訳書に含まれています。

Q. 代表事業者又は共同事業者は、大学又は研究機関と、請負契約又は委託契約を締結することができますか。

- A. 可能です。「【様式2】経費内訳書」を記載する際は、請負契約の場合は「外注費」、委託契約の場合は「その他」に計上してください。なお、外注費及び委託費は、原則、補助対象経費の1/2 を超える額を計上することはできません。

公募期間

令和8年 5月12日(火) ~
6月15日(月) 14時厳守

■応募は、**府省共通研究開発管理システム**(以下「e-Rad」という。)にて受付けます。
e-Radへの情報入力には**最低でも60分前後かかります**ので、公募締切り前、数日以上**余裕をもって申請**してください。
また、e-Radでの応募に当たっては、**事業区分ごとに応募フォームが異なります**ので、くれぐれもご注意ください。

■e-Radに企業及び事業実施者情報の登録がされていない場合は、
登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上**の余裕をもって登録手続きをしてください。

※受付期間以降に到着した書類のうち、遅延がERCAの事情に起因しない場合は、
いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

問合せ先

公募全般に対する問合せは、次のとおりです。
原則電子メールを利用し、メール件名に、**【スタートアップ公募問合せ】**を冒頭に明記してください。

<メール件名記入例>

例：**【スタートアップ公募問合せ】〇〇について**

独立行政法人環境再生保全機構 技術管理活用課

メール：**erca-tmu[AT]erca.go.jp**

※[AT]は@に置き換えてお送りください。

■ 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により**実施中の技術開発・実証事業と内容が類似**している技術開発・実証事業については、本事業へ応募はできません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応するERCAに連絡してください。

■ 補助事業に参画する共同事業者及び事業協力者の連携・権利義務の明確化

補助事業に参画する共同事業者、事業協力者の相互での共同研究開発に関する契約等の締結については、特に定めていませんが、研究開発成果の活用等にあたり支障が生じないように、**知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画する事業者間で適切に対応**してください。

■ 事業コーディネーター(BC)による伴走支援

本事業では、経済界や学術分野において、技術の事業化に関する知見や経験を豊富に有する専任の**事業コーディネーター**(以下「BC」という。)をそれぞれの事業に対して配置し、採択された研究課題の**事業化のサポート**を行います。採択された各研究課題のフェーズ、研究開発及び事業化に向けた取組に応じて、主として、技術開発計画、事業化計画、資金調達、販路開拓、スケールアップまでを一貫して伴走支援することで、社会実装と事業成長を促進します。

■ 会合の開催

事業内容や進捗状況を関係者間で共有を図るため、会合(原則、年2回程度)における報告や情報提供等に積極的に協力してください。会合には、代表事業者や共同事業者、BC、ERCA職員等が参加します。

■ 現地調査

必要に応じて、BCとERCA職員が**代表事業者を訪問**し、進捗状況や過年度分も含めた事務処理の内容を確認します。

■ 経費の適正な管理等

各申請者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。経費支出、事業実施等に関して、下記については**特に注意**してください。

- ・契約・発注、着工は原則、ERCAの交付決定日以降に行うこと。
- ・リース、材料費、委託等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、入札や複数者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・複数年度にわたる事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ・事業開始後は、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」(平成28年4月環境省大臣官房会計課作成)等に基づき事務処理を行うこと。

○環境省：「**環境省所管の補助金等に係る事務処理手引**」https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03_00003.html

■ 補助金の管理

補助金の管理は、間接補助事業者が起業家である場合はその所属機関の長に事務委任をして行うことができます。

■ 計画変更及び中止等の措置

事業計画に変更がある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ずERCAまで相談し、交付要綱様式第5 **計画変更承認申請書の提出**する等必要な手続きを取ってください(完了時に判明した計画外の経費は補助対象外とする場合があるので注意してください)。

■ 補助金の支払い

間接補助事業者は、ERCAから補助金交付額の確定通知を受けた後、**概算払請求書及び支払い根拠となる書類を提出**してください。

ERCAは内容を精査後、**原則、概算払いより補助金の支払い**を行います。

※概算払いを希望されない場合は、ERCAに連絡してください。ERCAは精算払請求書による請求に基づき、補助金の支払いを行います。

■ 補助金の経理等

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておいてください。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存**しておいてください。

■ 補助事業における知的財産の帰属

この事業により得られた**知的財産権**(特許、実用新案、意匠、著作権、回路配置利用権、育成者権、種苗法等)は**応募者に帰属**します。

■ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、**安全保障貿易管理の体制構築を行う必要**があります(※)。このため、補助金交付時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、**管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます**。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、補助金交付の全部又は一部を解除する場合があります。

安全保障貿易管理の詳細は、以下の経済産業省のウェブサイトを参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

※輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

■ 法令・倫理規程等の遵守

補助事業の実施に当たり、**個人情報**の取扱い、**生命倫理**や**安全対策**への取組等、**法令・倫理規程**等に基づく手続を要する事業は、所属機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。また、動物実験を含む補助事業の応募に当たっては、当該動物実験を実施予定の所属機関において定めている動物実験に関する倫理規程等の有無について、申請書で申告してください。採択後、ERCAから当該倫理規定等に関する資料について提出を求める場合があります。実験動物の定義については下記を参照ください。

○環境省：実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html